

岩野田北まちづくり協議会ホームページ運用規程

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、岩野田北まちづくり協議会(以下「協議会」という。)のホームページ「岐阜市岩野田北まちづくり協議会」(以下「ホームページ」という。)の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

(ホームページ開設の目的)

第2条 このホームページは、協議会の運営及び活動並びに岩野田北地区に関するまちづくり情報等の蓄積・継承・共有化を図るとともに、広く内外に発信することにより、活力と魅力あふれる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(責任者)

第3条 ホームページの制作・管理責任者は、協議会の会長(以下「会長」という。)とする。

(制作担当)

第4条 ホームページの制作は、協議会委員から募った複数の担当者(以下「制作チーム」という。)が行う。

- 2 制作チームは、ホームページの開設目的を理解し、適正かつ円滑な運用に努める。
- 3 ホームページに掲載する内容(以下、「コンテンツ」という。)は、協議会委員の協力を得て、制作チームにおいて企画・収集・調製する。

(掲載情報の制限)

第5条 ホームページに掲載する情報は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 氏名・電話番号・住所・Eメールアドレス・生年月日・写真等の個人を特定する情報。ただし、当該本人がその掲載を許諾した場合及び協議会役員が業務上必要な連絡先として電話番号・Eメールアドレス等を記載する場合はこの限りではない。
- (2) 著作権の侵害行為。
- (3) イベント会場等での撮影に際しては、ホームページへの掲載を周知し、掲載を希望しない申し出のあった場合の当該人物と特定される写真。

(4) 情報の健全性を確保するため、次に掲げる情報。

- ア 法令に違反するもの
- イ 公共の福祉に反するもの
- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 政治又は宗教活動に関するもの
- オ 第三者を誹謗中傷、又は第三者の不利益等をもたらすもの
- カ 教育上不適切なもの
- キ その他、協議会において不適切と認めるもの

(運営状況の報告)

第6条 ホームページの適正かつ円滑な運用管理及び住民意見の反映を迅速に図るため、ホームページの開設状況を岩野田北まちづくりサロン(以下、「サロン」という。)運営要領に基づき開設するサロンに、前条に照らし以下の事項について運営状況を確認するとともに、総会、役員会に結果を報告する。

- (1) コンテンツに関すること
- (2) セキュリティに関すること
- (3) 個人情報に関すること
- (4) リンクの管理に関すること
- (5) 意見・要望の取り扱い
- (6) その他ホームページの作成及び運用に関すること

2 運営状況は、制作チームがとりまとめ、報告する。